

山梨県私立各種学校の設置等の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 私立各種学校(以下「各種学校」という。)の設置及び廃止、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更の認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)、私立学校法(昭和24年法律第270号)及び各種学校規程(昭和31年文部省令第2号。以下「規程」という。)その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

(設置者)

第2条 各種学校の設置者は、学校運営の安定性、継続性及び公共性を確保するため、原則として、学校法人又は準学校法人とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(名称)

第3条 各種学校の名称は、その設置する課程にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の各種学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(自己評価等)

第4条 各種学校は、その教育水準の向上を図り、当該各種学校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該各種学校の設置者に報告しなければならない。

(情報の積極的な提供)

第5条 各種学校は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

(立地条件)

第6条 校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつその役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(生徒数)

第7条 生徒総定員は、原則として80人以上とする。

2 同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下とする。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

(入学資格)

第8条 各種学校は、その課程に応じ、法第1条の学校の卒業程度等により入学資格を定め、学則及び生徒募集のための広告等に明示しなければならない。

(校長)

第9条 校長は専任でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、校長に代わって校長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りではない。

(教員数)

第10条 専任教員の数、特別の場合を除き、概ね生徒定数40人につき1人以上とする。

(年次計画による教員の採用)

第11条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施について財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合には、教員を年次計画により採用することができる。

(施設)

第12条 施設及び設備は、教育上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

2 校舎の面積については、規程第10条第1項の規定による。

3 教室の数は、学級数と同数を確保しなければならない。

(教具、校具及び設備)

第13条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本及び図書を備えなければならない。

2 学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

3 学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

4 夜間において授業を行う学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(施設、設備等の所有)

第14条 校地、校舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ負担附(第18条第1項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。)でないものでなければならない。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当するときは、この限りでない。

校地又は校舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合

校地を長期間(おおむね20年以上とする。)の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合

リース契約による使用が常態となっている設備を借用する場合

(他の学校等の施設、設備の使用)

第15条 各種学校は、教育上及び安全上支障がない場合には、同一敷地又は隣接地に併設される同一の設置者の設置する他の学校の校舎（教室を除く。）、施設及び設備を使用することができる。

（他の養成機関）

第16条 設置しようとする学校及び課程が、看護師養成所等他の法令に基づく指定養成施設の指定等を要する場合にあっては、国等の指定権者の指定等を受けられることが確実になければならない。

（年次計画による施設、設備の整備）

第17条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合には、施設及び設備を年次計画により整備することができる。

（設置経費及び経常経費）

第18条 学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りでない。

負債額が設置経費の3分の1以内であること。

日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が完成年度相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。

設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。

- 2 特別な事情がある場合を除き、学校を設置しようとする者は、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
- 3 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。
- 4 前項の計画に係る年間の生徒納付金の総額は、年間の経常的経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であらなければならない。

（既に学校を設置している者の各種学校新設）

第19条 既に他の学校を設置している者の各種学校の新設については、第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。

役員間による訴訟その他の紛争がないこと。

借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がないこと。
その他管理運営の適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

(収容定員の変更)

第20条 各種学校の収容定員の変更については、第3条から第15条までの規定を準用する。

(設置者の変更)

第21条 各種学校の設置者の変更については、第2条から第16条までの規定を準用する。

2 変更後の各種学校は、従前の各種学校との同一性を有するものでなければならない。

(各種学校の廃止)

第22条 各種学校の廃止については、次の各号を満たさなければならない。

在籍する生徒及び教職員について、適切に措置されていること。

指導要録等の保管が確実であること。

校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

附則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている各種学校は、この基準に適合するよう努めなければならない。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第14条の規定は、同日以後に認可するものから適用する。